

ホームページ上で延着証明書の発行を開始します

名古屋鉄道では、12月16日(月)から全路線を対象に、延着証明書を当社ホームページ上で発行できるサービスを開始します。

本サービスは、列車に遅延が発生した際、これまで駅窓口などで発行していた紙の延着証明書について、ホームページ上の電子データでも発行できるようにしたもので、時間や場所を問わずスマートフォンやパソコンから延着証明書の発行が可能となります。

詳細は下記のとおりです。

記

- サービス開始日 12月16日(月)
- 証明内容 5分以上の遅延が発生した場合、路線別に遅延時分を5分単位で表示します。
※61分以上の遅延については、全て「61分以上」と表示します。
- 対象時間
公開時間

対象時間	公開時間
始発列車～8時30分	8時30分頃
8時30分～17時	18時頃
17時～24時頃	翌日6時頃
- 公開期間 当日を含む7日間
- ご利用方法 当社トップページ上で「延着証明書」へのリンクをクリックすると、延着証明書発行ページに移動します。
- その他 駅で発行している延着証明書(紙式)は、継続して取り扱います。

延着証明書

2019年12月〇日 〇:〇 現在

● 2019年12月〇日(〇)

名古屋本線【豊橋～名鉄名古屋】の列車は初列車～8時30分までの間最大で以下のとおり遅延したことを証明します。
お急ぎのところ大変ご迷惑おかけいたしました。

名古屋鉄道株式会社

路線	遅延時間
名古屋本線 【豊橋～名鉄名古屋】	15分程度

印刷する

閉じる

注意事項

1. 当証明書は、列車の遅延によりお客さまに生じた損害等を賠償することを証明するものではありません。

2. 列車の遅延、運休により予定していた他の交通機関（電車・バス・飛行機等）をご利用できなかった場合でも、損害の補償等は一切負担いたしませんので、あらかじめご了承ください。

3. 当証明書は、その路線で発生した最大の遅延時分を証明するものであり、個々の列車の遅延時分を証明するものではありません。また、お客さまがご乗車されたことを証明するものではありません。

4. 当社ホームページに掲載の延着証明書は、各駅で発行している延着証明書の遅延時分と異なる場合がございます。

5. 当社と相互直通運転を実施している名古屋市内交通局の情報と差異が生じる場合があります。

6. 当証明書を無断で転載・複写すること、また、体裁を変更するなどしてホームページ等で公開することを固く禁じます。

7. 当社以外の乗車券、航空券、旅行券等の払い戻しについては、当該券面が効力を有する会社の規約・約款等によりましてご注意ください。

8. 遅延により接続列車にご乗車できず下車駅の到着が遅れた場合は、下車駅へご申告していただき、延着証明書をお受け取りください。

延着証明書 イメージ

以上